

事実婚・国際カップル関係にある患者様の必要書類

※3ヶ月以内に発行されたものを全て揃えてからご提出ください

	人工授精	生殖補助医療
事実婚 二名とも 日本国籍	◆同意書 ◆二名分の戸籍抄本 ◆住民票 ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます ※別住所の場合は同意書に理由記入必須	◆同意書 ◆二名分の戸籍抄本 ◆住民票 ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます ※別住所の場合は同意書に理由記入必須
国際カップル 日本国籍と 外国籍	◆同意書 ◆日本国籍の方の戸籍抄本 ◆外国籍の方の独身証明書(原本) ・日本語訳必須:翻訳日・翻訳者名・翻訳者の印鑑の捺印が必要 必要です。ご本人様による翻訳でも構いません。 ◆住民票 ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます。 ※別住所の場合は同意書に理由記入必須	◆同意書 ◆日本国籍の方の戸籍抄本 ◆外国籍の方の独身証明書(原本) ・日本語訳必須:翻訳日・翻訳者名・翻訳者の印鑑の捺印が必要 必要です。ご本人様による翻訳でも構いません。 ◆住民票 ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます。 ※別住所の場合は同意書に理由記入必須
事実婚 お2人とも 外国籍	◆同意書 ◆二名分の在留カード ◆住民票 ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます。 ※別住所の場合は同意書に理由記入必須 ◆二名分の独身証明書(原本) ・日本語訳必須:翻訳日・翻訳者名・翻訳者の印鑑の捺印が必要 必要です。ご本人様による翻訳でも構いません。	◆同意書 ◆二名分の在留カード ◆住民票 ・ご住所を共にしていることを確認させていただきます。 ※別住所の場合は同意書に理由記入必須 ◆二名分の独身証明書(原本) ・日本語訳必須:翻訳日・翻訳者名・翻訳者の印鑑の捺印が必要 必要です。ご本人様による翻訳でも構いません。
提出期限	【保険診療の方】 一般不妊治療の保険診療適用に関する承諾書の提出まで 【自費診療の方】 人工授精実施当日まで	【保険診療の方】 生殖補助医療の保険診療適用に関する承諾書の発行当日まで 【自費診療の方】 刺激開始(注射開始)まで
※書類の提出が間に合わない場合は人工授精の実施をすること および体外受精のスケジュールを立てることは出来ません。余裕をもってご準備ください。		